

岐阜県公報

第 百 三 十 八 号
令和二年九月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(統計課) 四八〇
(治山課) 四八一
(道路維持課) 四八三

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更等
公職選挙法以外の法律に基づく選挙又は投票もしくは審査における不在者投票のできる病院等の指定に関する告示の一部改正

(選挙管理委員会) 四八三
(同) 四八五
(同) 四八五

公 示

落札者等に関する公示
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(技術検査課) 四八五
(都市政策課) 四八六

告 示

岐阜県告示第三百七十四号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、令和二年十月二日から適用する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

「移住状況調査」を

「移住状況調査」を
岐阜県・中京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)に改める。

める。

岐阜県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市大和町大間見字古屋九九三、九九四
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
郡上市大和町大間見字石原二二五五の一、二二五六の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町洲河字西会津五五一の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町洲河字西会津五五一の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

下呂市金山町金山字中田淵八三八の二、八三八の三、字下田淵八六九・八七二・八七四（以上三筆について、次の図に示す部分に限る）、八七五、八七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字中出二七六の一、二七六の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部

治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

選挙管理委員会告示二六

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	江南線	官公有無番地先 (関市倉知字中坂三二一 三番三) から 関市倉知字中坂三二二 番四地先まで	一四・三 三・二	一四・五 三・六	七九・四	七九・四	

選挙管理委員会告示二六

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年九月二十三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 幸

- 1 令和2年9月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,666,172人
- 2 総数の50分の1の数
33,324人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
308,272人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	338,186	112,729
大垣市	146,846	48,949
高山市	74,180	24,727
多治見市	92,325	30,775
関市・美濃市	89,326	29,776

丹 津 川 市	64,518	21,506
瑞 浪 市	30,952	10,318
羽 島 市	55,708	18,570
恵 那 市	41,634	13,878
美 濃 加 茂 市	42,577	14,193
土 岐 市	47,823	15,941
各 務 原 市	120,904	40,302
可 児 市	94,528	31,510
山 県 市	22,540	7,514
瑞 穂 市	42,850	14,284
飛 騨 市	20,323	6,775
本 巣 市	42,679	14,227
郡 上 市	34,518	11,506
下 呂 市	26,988	8,996
海 津 市	28,754	9,585
羽 島 郡	39,210	13,070
養 老 郡	23,928	7,976
不 破 郡	28,059	9,353
安 八 郡	19,763	6,588
揖 斐 郡	56,016	18,672
加 茂 郡	41,037	13,679

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称の変更等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 名称を変更した施設

市町村名	変更後の名称	変更前の名称
瑞穂市	馬場公園集会所	瑞穂市郷土資料館

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
瑞穂市	牛牧公民館	瑞穂市牛牧1293番地198

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法以外の法律に基づく選挙又は投票もしくは審査における不在者投票のできる病院等の指定に関する告示（昭和三十二年岐阜県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月二十三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

「、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条及び第二十三条を削り、「第十四条」を「第十三条」に改める。

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一号の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県財政課 古 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 電子入札システム（建設CALS/E C）サービス提供業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和2年6月12日

4 落札者を決定した日 令和2年7月28日

5 落札者の住所及び氏名 電子入札システム（建設CALS/E C）サービス提供業務特定共同企業体

岐阜市北島2丁目3番地1

西日本電信電話株式会社 岐阜支店

岐阜支店長 児玉 美奈子

岐阜市金町6 6

日本電気株式会社 岐阜支店

支店長 梁瀬 望

岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地4

株式会社インフォアーム

代表取締役 辻 博文

6 落札金額 849,101,616円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県国土整備部技術検査課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市陶町の一部（大川 6 地区）

三 調査を行った期間

平成二十年十二月から平成二十五年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（陶町の一部）の地籍図

瑞浪市（陶町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年九月二十三日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年九月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字黒川の一部分（黒川（鱒淵））

三 調査を行った期間

平成二十八年五月から令和二年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍図

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年九月二十三日

令和二年九月二十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社